

第15回教育委員会

令和元年7月30日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第54号

大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第 54 号

大阪市社会教育委員の解嘱および委嘱について

1. 解嘱

令和元年 7 月 30 日付をもって、大阪市社会教育委員を解嘱する。

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例第 2 条による区分	任期	備考
松山 信繁	前大阪市 PTA 協議会会長	社会教育関係者	H30.7.26 ～ R2.7.25	当初任期

2. 委嘱

令和元年 7 月 31 日付をもって、大阪市社会教育委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例第 2 条による区分	任期	備考
宮本 隆司	大阪市 PTA 協議会会長	社会教育関係者	R1.7.31 ～ R2.7.25	

3. 説明

松山信繁氏については、任期途中であるが、役員改選に伴って、大阪市 PTA 協議会会長を退任したため解嘱する。その後任委員として、現大阪市 PTA 協議会会長である宮本隆司氏を委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条第 2 項により、前任者の残任期間とする。

委員の略歴

○宮本 隆司(みやもと たかし)氏

<現職>

大阪市 PTA 協議会会長

<その他公職等>

近畿ブロック PTA 協議会副会長

<略歴>

H28.6～H29.5 港区 PTA 協議会会長

H28.6～R1.5 大阪市 PTA 協議会副会長

R1.6～現在 大阪市 PTA 協議会会長

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

※太字は委嘱、下線は解囑
(網掛けは変更なし)

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	委嘱
<u>松山 信繁</u>	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	解囑
岡本 栄司	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	
神部 純一	滋賀大学社会連携研究センター教授	学識経験のある者	
北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達 専攻准教授	学識経験のある者	
木戸 茂	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	学識経験のある者	
辻本 邦廣	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授	学識経験のある者	
野崎 志帆	甲南女子大学文学部 教授	学識経験のある者	
前田 都陽子	大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
柳本 真知子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。